

平成23年度生活衛生課予算（案）等の概要

〔平成22年12月24日
厚生労働省健康局
生活衛生課〕

23年度予算案 [22年度予算額]
2,289百万円 [2,165百万円]

一般会計

I 生活衛生営業対策

行政刷新会議事業仕分けの評価結果を踏まえ、評価基準や国と県等の機能分担も含めた改革案に基づき、概算要求の内容を見直し、生活衛生関係営業への支援を実施する。

新 生活衛生関係営業対策事業費補助金 724百万円

各生活衛生関係営業の組合及び連合会の行う意欲的な事業に対しては、全国生活衛生営業指導センターを経由せず国から直接支援することとし、全国生活衛生営業指導センターについてはその役割の重点化を図り、シンクタンク機能及び情報提供機能を充実する。また、都道府県生活衛生営業指導センターによる生活衛生関係営業者に対する経営上必要な相談・指導等の充実を図る。

さらに、評価指標の導入を図り、事業の効果検証を実施する。

<全国生活衛生営業指導センターへの補助> 101百万円

・シンクタンク機能・情報提供機能の充実

<都道府県（都道府県生活衛生営業指導センター）への補助>

436百万円

・営業者に対する相談指導、消費者保護への重点化

<連合会、組合への直接補助> 188百万円

・自主的取組の推進、地域の福祉社会への貢献、
国際化への対応の支援

II 株式会社日本政策金融公庫補給金

1,532百万円 [1,229百万円]

株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付業務に係る補給金

III 建築物等環境衛生対策

9百万円 [11百万円]

日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）

1. 貸付計画額 1,200億円 [22年度 1,400億円]

2. 貸付制度の改善

(1) 振興事業貸付の貸付利率の創設

「振興事業にかかる事業計画書を作成した生活衛生融資制度」を創設し、運転資金及び設備資金ともに振興計画を策定した組合に所属する組合員が、事業計画書を策定するとともに一定の会計書類を備えている場合に、当該生活衛生営業者に対する通常の利率から更に0.15%低い貸付利率を適用するもの

(2) 振興事業貸付に係る特別利率適用施設設備の追加等

- ・旅館業に係る省エネルギー設備として宿泊者用の「電気自動車充電設備」を追加（一般貸付・振興事業貸付）
- ・飲食店等にかかる受動喫煙設備の延長（健康・福祉増進貸付）
- ・観光圏関連設備資金の特例措置の延長（一般貸付・振興事業貸付）
- ・クリーニング業を営む者に係る特別利率対象施設設備に「引火性溶剤対策設備」を追加（平成22年補正で措置。平成22年12月に前倒し実施）（一般貸付・振興事業貸付） 等

税制改正要望

(1) 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長〔法人税〕

共同利用施設の特別償却制度について、特別償却率を6%（現行8%）に引き下げた上、その適用期限を1年延長する。

なお、現行制度の適用実績が極めて低調であることに鑑み、生活衛生同業組合等の活動状況、本制度の利用状況等の分析、対象設備等に関する検証を踏まえ、制度の抜本的な見直しに向けた検討を行う。

(2) クリーニング業における特別償却制度の適用期限の延長〔所得税・法人税〕

公害防止用設備の特別償却制度について、特別償却率を8%（現行14%）に引き下げるとともに、対象設備のうち指定物質回収設備を中小企業者等が新增設をする指定物質の回収の用に供される装置を含むドライクリーニング機等に見直し（拡充）した上、その適用期限を1年延長する。

(3) ホテル・旅館の建物に係る固定資産税評価の見直し 〔固定資産税〕

観光立国の観点から重要な役割を果たすホテル・旅館の建物に係る固定資産評価については、当該家屋の使用実態等を把握するとともに、家屋類型間の減価状況のバランスを考慮するための実態調査を行うなど、できるだけ速やかに検討を行う。